《研究ノート》

の テ ュル 問題 ゴ | (上) K お ける

学、世俗的・功利主義的道徳論、民主主義的政治思想、自由主

けてのヨーロッパ、とりわけイギリスおよびフランスにおいて は、寛容の思想は、自然主義的世界観、経験論的・唯物論的哲

ができないものである。すなわち、一六世紀から一八世紀にか

彦

邊 恭

渡

テュルゴーにおける寛容の思想の生成と展開 問題の設定

(d)経済論的寛容論(以下次号)

(0市民的寛容論(以上本号)

(b)道德的宗教論 (a) 理性宗教論

(e) 自然宗教論的寬容論

Ξ f)政治的寛容論

結び

テュルゴーの寛容論の特色

問題の設定

パにおいて寛容の問題が占めていた重要性は決して見逃すこと 改めて指摘するまでもなく、近代市民社会形成期のヨーロッ

> るのである。 体の追求にとってもきわめて有効なる作業である、と考えられ てばかりでなくフランスの歴史的現実の内包していた諸問題自 おける寛容の問題の研究は、単にフランス思想史の研究にとっ 重大な争点にまで発展していたのであって、従ってフランスに 容の問題はもはや単なる宗教・宗派の対立抗争の問題ではな ちょうど一七世紀のイギリスにおいてそうであったごとく、寛 割を演じたのである。とくに一八世紀のフランスにおいては、 く、絶対主義的封建勢力全般と新興市民階級との対決の一つの の諸権制を回復せしめるうえにおいて、一つの大きな歴史的役 に結びついて、中世的・封建的束縛から人間を解放し人間にそ 義的経済思想等の出現にあるいは先んじあるいはそれらと密接

テュルゴーは寛容の問題を一つの契機として、一八世紀フラン 資格をもっているように思われる。実際以下に述べるように、 しているといえるテュルゴーの寛容論は、十分な検討をうける しており、その意味で一八世紀フランスの寛容論の一典型をな しい影響をうけ、かつ一八世紀のフランスの諸問題を強く反映 いえ、一六・七世紀のイギリスおよびフランスの寛容論から著 目されず、ましてや十分な理解や評価を与えられなかったとは このような観点からするとき、従来の研究者からはあまり注

比較の問題は第二次的にしか取扱われていない)。比較の問題は第二次的にしか取扱われていない)。というには、テュルゴーの寛容論の性格をできる限り明らかにしたいと思うのである(従って連続とのかかわり具合を知るうえの重要な手掛りとなってい的現実とのかかわり具合を知るうえの重要な手掛りとなっていい変遷過程と論理の構造的特色を解明することによって彼の寛容論の性格をできる限り明らかにしたいと思うのである(従って本稿では、テュルゴーの寛容論の思想系譜や他の思想家との比較の問題は第二次的にしか取扱われていない)。

テュルゴーの寛容の思想の生成と展開

法と啓蒙主義的・理想主義的使命感によって支えられていた。な危機意識によって媒介され、一貫して歴史的・実証的思考方られた。そしてこれらの主張は終始フランス王国に対する強烈られた。そしてこれらの主張は終始フランス王国に対する強烈一七七六)には理性宗教論および道徳的宗教論の形で表明され、司五〇)には理性宗教論および道徳的宗教論の形で表明され、司テュルゴーの寛容の思想は、その勉学時代(一七四三―一七テュルゴーの寛容の思想は、その勉学時代(一七四三―一七

(a) 理性宗教論

一七四六年に書かれた『ディドロの『哲学的瞑想録』に関する省察』(Réflexions sur les Pensées philosophiques de る省察』(Réflexions générales; II. quelques endroits d'un livre intitulé: Pensées philosophiques) は、勉学時代のテュルゴーの宗教に対する一つの関心の在り方を示するのとして重要な意味をもっている。

倣」にすぎないと批判する(同)。そして彼自身は、「反宗教的 巻八八頁)、またディドロの論法をトランド、コリンズ、ウー 口を善良なカトリックを装ってキリスト教を攻撃する「偽善 こそ唯一の真なる宗教であることを示そうとしたのである。か 道徳的感化力を強調することによって、ようやく顕在化してき キリスト教信仰の人間理性との両立性を、第二にキリスト教の 筆者〕神秘を証明しようとする試み」を自らの目的としている 批判における「理性によってわれわれの〔=キリスト教の―― それらの攻撃からキリスト教を守り、ヴォルテールのパスカル な追随者を獲得しつつある」(一巻八七頁)現状を憂慮して、 書物」が溢れ無神論がヨーロッパに「ますます拡がり日々新た ルストン、シャフツベリあるいはスピノーザといった「師の模 者」であると非難し(シェル編『テュルゴー著作・資料集』一 フランス社会にとって一つの大きな危機の時代であると相当深 くしてテュルゴーはこの時期をキリスト教にとってそしてまた た反キリスト教的時代風潮からキリスト教を守り、キリスト教 (一巻八九頁)。すなわちここにおいてテュルゴーは、第一に テュルゴーはこの作品で、『哲学的瞑想録』におけるディド スにおける宗数や哲学や経済や政治の在り方そのものを真剣に

と多分に楽観的に考えていたのである。回復しそれを十分に発揮することによって打開し得るであろう明によってさらにまたキリスト教自体が本来の道徳的教化力をは、キリスト教の神秘的な説明によってではなく理性による説刻に意識していたのであり、だがそれにもかかわらずこの危機

ものとみることができるように思われる。現にテュルゴーは一 ト教の在り方に警告を与え反省を迫りその姿勢の是正を求めた を、すなわち合理性と道徳性を強調した(一巻九四―九七頁) リスト教無視の傾向を前にして本来のキリスト教の「真理性」 ィドロ批判において、懐疑主義や無神論に象徴される当時のキ 頁)といった矛盾をみせている。けれどもテュルゴーがこのデ でいるディドロに対して「不寛容」の非難を加える(一巻九六 理神論の立場に立つといいながらイギリスの理神論を承け継い られる(たとえば一巻九六―九七頁)し、自らヴォルテールの 事実ディドロに対するテュルゴーの反論には的はずれが多くみ の「懐疑主義」の提唱を十分に理解することができなかった。 自由検討の主張を、あるいは「真理にいたる第一の道」として や皮肉の裏にかくされた不寛容に対する批判や宗教の相対性や を危険視するあまり、ディドロの意図や主張を、すなわち逆説 秩序を破壊するものとして映り(一巻九〇―九一頁)、それら 神論あるいはイギリス流の理神論すら危険な無道徳主義であり 宗教に求めようとしていたテュルゴーの目には、懐疑主義や無 しかし人間の生き方を著しく道徳主義的に考え社会の紐帯を 間接的で消極的な形においてではあれ、当時のキリス

> 批判を加えるにいたるのである。 七五〇年には、当時のカトリックの頑迷不寛容な在り方に直接

présentes à l'âme)等を否定して、一般に存在の観念は感覚 を通して経験的にしか形成されないと考えていた(一巻一七九 ルブランシュの「魂に内在する原型観念」(idées archétypes の存在を先験的に仮定することによる証明方法、あるいはマー バディその他のスコラ神学者たちの主張する「道徳的証拠」 ves de l'existence de Dieu) と題する断片的論稿では、は 著作名を挙げている(一巻一一五—一一六頁)し、また一七五 (preuves morales) によるもしくは「自然法」(loi naturelle) して証明するのは理性である」(一巻一八一頁)と述べて、ア きりと経験哲学の影響のもとに、「神の存在と統一性を確固と ○年の『神の存在の若干の証拠について』(Sur quelques preunaturelle)、『自然神学』(Théologie naturelle) といった予定 ている『著作予定表』(Liste d'ouvrages à faire)のなかで、 場を自然宗教ないしは自然神学という形で理論化しようとして naturelle. poème)、『自然宗教の儀式』(Rituel de la religion いた。たとえばテュルゴーは、一七四八年頃のものと推定され いてキリスト教の脱皮を希うにいたったが、彼はさらにこの立 てカトリックでもプロテスタントでもない理性宗教の立場にお 教問題に関する著作名の他に、『自然宗教 『寛容の必要性』(La nécessité de la tolérance) といった宗 『教義の歴史と論争』(L'histoire et discussion des dogmes)。 このようにテュルゴーは、ソルボンヌでの勉学の過程に (詩)』(La religion

説き、神学上の問題とりわけ神の存在の問題を純粋に思弁的な 教の理性化および道徳化と寛容の必要性を理性宗教の立場から 然神学の形においてできる限り合理的かつ経験的に考えようと 形においてではなく感覚哲学を土台として自然宗教ないしは自 していたのである。 このようにテュルゴーはその勉学時代においては、キリスト

——八三頁)。

ける統一の努力にもかかわらず終生彼につきまとうことになっ もっていたし、信仰と理性の二元論は、自然宗教という形にお 物論にまで徹底させることはできずそれらに対しては偏見すら 理までも否定し得なかったため、その経験的立場を無神論や唯 般的に穏健中庸で彼らよりも一層論理的なのも、実際、彼自身 がて事実論的・客観主義的実証精神を培い、宗教問題に対して た。しかしながら彼がこの時期に培った経験的思考方法は、や 実証主義的態度によるのである。 の調和的な性格とこの経験的思考方法にもとづく客観主義的・ 中らの聖書・教会批判にみられる鋭い戦闘的議論と異なって全 ら比較的自由にしたのである。また後にみるように、テュルゴ と同様その活動分野全般において彼をセクトやドグマや偏見か の寛容論がピエール・ベイルやヴォルテールあるいはディド なるほどテュルゴーは、最高存在としての神の存在や神の摂

道徳的宗教論

テュルゴーが一七四七年のディドロ批判のなかで示した理性 (b)

> genre humain) と題するソルボンヌでの第三試験(les Sor-そしてそこに表明された立場は、テュルゴーの勉学時代におけ boniques) 開会講演のなかで道徳的宗教論の形で展開された。 tages que l'établissement du christianisme a procurés au 類にもたらした諸利益に関する講演』(Discours sur les avan る寛容の問題に対する一つの姿勢でもあった。 宗教の考えは、その後一七五○年に、『キリスト教の成立が

平和と幸福を地上に注いだ。私がこの講演を捧げるのはこの真 であり、地上に永遠の救いの種を播くことによって同時に光と 理に対してである。」(同)と、キリスト教の歴史的役割に対す 史的展望の方法と視点を明らかにしている(一巻一九六頁)。 の利益を論証するであろう。」(同)と述べ、第一部において することによって、世界がキリスト教から受け取ったもろもろ であろうし、キリスト教世界と偶像崇拝の世界とを忠実に対比 る根本的確信を表明した。そして「私は事実にのみ基礎をおく 「この全く天上の宗教はまた、この世の至福の最も純粋な源泉 ユダヤ教の摂理を完成させ同時に弁証するものである」(一巻 精神的な領域に限られていてむしろその指導力は狭められ間接 「人間それ自身へのキリスト教の影響」を、第二部において 一九五頁)と、ユダヤ教とキリスト教の原理的連続性を指摘し、 「政治的社会の機構と幸福へのキリスト教の影響」を考え、 テュルゴーはまずこの講演の冒頭において、「キリスト教は 「完成された人間性と政治とが全主題を構成する」と、その歴 彼はいう。市民社会成立以後においては宗教の舞台は純粋に

優っている、と(一巻一九七―二〇五頁)。類ない貢献を行なった、この点キリスト教はいかなる異教にもは、宗教は人類をあるいは知的にあるいは道徳的に指導して比的となったが、市民社会が十分に発達をとげる以前に あって

かくしてテュルゴーはこの講演において、キリスト教信仰、 というよりはむしろキリスト教道徳が、人間それ自体および政 というよりはむしろキリスト教道徳が、人間それ自体および政 治的・社会的諸制度とりわけ「習俗」(moeurs)と「法」(lois) 流じ来たった歴史上の実践とその効果とに照らしてできる限り 演じ来たった歴史上の実践とその効果とに照らしてできる限り 流じ来たった歴史上の実践とその効果とに照らしてできる限り が人間の本質的要素たる感情および理性を陶冶・開明し、心の が人間の本質的要素たる感情および理性を陶冶・開明し、心の が人間の本質的要素たる感情および理性を陶冶・開明し、心の が人間の本質的要素にあいてと同様知性や理性の最も高度な理解に が人間の本質的要素にある。 が人間の本質的要素にある。 が人間の本質的要素にある。 が人間の本質的要素に対してと同様知性や理性の最も高度な理解に が人間の本質的要素にある。 が人間をおよび理性の最も高度な理解に 最も内なる要求に対してと同様知性や理性の最も高度な理解に 最も内なる要求に対してと同様知性や理性の最も高度な理解に 最も内なる要求に対してと同様知性や理性の最も高度な理解に なる要求に対してと同様知性や理性の最も高度な理解に なる要求に対してと同様知性や理性の最も高度な理解に なる要求に対してもある。 がしても満足を与えることによって転変常なき人間社会に確固 のである。

民社会の形成以後の時期においてはキリスト教的道徳の原理す講演の基調を道徳的宗教論と呼び得るであろう)、とりわけ市社会的効用を指摘したこと(一巻一九六頁)(その意味でこの社会的効用を指摘したこと(一巻一九六頁)(その意味でこの社会的効用を指摘したこと(一巻一九六頁)(その意味でこのがあり、とりの人でであったとはいえないが、しかし彼がなかった。以の人では強いである。

べきことであったといわなければならない。也寛容の精神を説いた(一巻二一○─二一二頁)ことは注目すし寛容の精神を説いた(一巻二一○─二一二頁)ことは注目す帯となるべきことを強調することによって立法者に反省を促がなわち隣人愛とそれを具現した「法」が社会の秩序と安定の紐なわち隣人愛とそれを具現した「法」が社会の秩序と安定の紐

ヴェシウス流の功利主義的世俗道徳論に対しても批判を加える ことであった。彼が無神論や唯物論に対してばかりでなくエル 理性化を世に訴えることの方が現実のフランス社会の発展にと ることよりもキリスト教道徳の普及・浸透と宗教者や立法者の 精神的要素をも人間精神の進歩と人類の完成の重要なモメント 現という偶然的要素や政治制度の完成、習俗の醇化、言語・学 論として展開しなかったがそれは、宗教を純粋に内面的な精神 にいたるのは、愛と正義を重んずるキリスト教的道徳主義と宗 っても人間社会発展のための有効性からいっても考えられない とっては宗教それ自体を否定することは、彼自身の心情からい 芸・技術・通商等の発達という社会的要素とともに宗教という 践的な意図のためであった。実際テュルゴーは当時、天才の出 フランス社会にとって焦眉の問題であることを示そうとする実 化と宗教者および立法者の理性化とによってキリスト教の脱皮 道徳の問題に還元してさまざまなドグマを排除し、宗教の道徳 って一層有効であると思われたのである。従ってテュルゴーに と威信の回復を計り、そうすることによってキリスト教が再び と考えていたのであって、従って宗教論の理論体系を作り上げ **人間精神の涵養と人間社会の連帯化の一助となることが当面の** テュルゴーはこの講演においてその宗教論を純理論的な宗教

みる現実主義にもとづくものであった。教を人間の完成と社会の進歩の有力な要素であり有効な手段と

かくしてテュルゴーはここに、一七四六年の理性宗教の思想を社会的な観点から発展させて道徳的宗教論として展開し、そを社会的な観点から発展させて道徳的宗教論として展開し、そかりたとも一つの動機ではなかったかと考えるものであるが、それはともかく、テュルゴーはソルボンスを去った後も、こうしたととかく、テュルゴーはソルボンスを去った後も、こうななくとも一つの動機ではなかったかと考えるものであるが、それはともかく、テュルゴーはフルボンスを去った後も、こうした考えと姿勢を基礎として現実の諸問題に媒介されながら寛容の問題を考え続けていったのである。

市民的寛容論

事件に関する国王へのパルルマンの「大建言」(grandes re-中で、同年十二月最高法院参事として裁判所請願受理院の一つつき、同年十二月最高法院参事として裁判所請願受理院の一つので、リのパルルマンは、『百科全書』の弾圧(最初の弾圧は一七五二年二月七日)、信仰強制告白事件(affaire des《billets de confession》)(一七五二—五六年十月)あるいはジャンセニストに対する秘蹟拒否事件(一七五二—五四年九月)さらには同トに対する秘蹟拒否事件(一七五二十五四年九月)さらには同トに対する秘蹟拒否事件(一七五二十五四年九月)さらには同一七五〇年の末ソルボンヌを去り聖職者としての道を捨てた一七五〇年の末ソルボンヌを去り聖職者としての道を捨てた

montrances) およびそれに対する王権側のバルルマンの報復montrances) およびそれに対する王権側のバルルマンの報復が立たが、王権側はこうした対立抗争を巧みに利用して他のであったが、王権側はこうした対立抗争を巧みに利用して他のであったが、王権側はこうした対立抗争を巧みに利用して他のありを弱めながら失なわれていた自己の力を回復する機会を狙っていたのである。

は礼拝が国家の利益に反するときにはその権利を失なう。」(一は礼拝が国家の利益に反するときにはその権利を失なう。」(一以外の保護を要求する権利をもたない。しかもその教義もしく以外の保護を要求する権利をもたない。しかもその教義もしく以外の保護を要求する権利をもたない。しかもその教義もしく以外の保護を要求する権利をもたない。しかもその教義もしく以外の保護を要求する権利をもたない。しかもその教義もしく以外の保護を要求する権利をもたない。しかもその教義もしく以外の保護を要求する権利をもたない。しかもその教義もしく以外の保護を要求する権利をもたない。しかもその教義もしくは礼拝が国家の利益に反するときにはその権利を失なう。」(一世記述)に、一世に、自己の体験と観いれば、自己の体験と観いが、というには、自己の体験と観いが、というには、自己の体験と観いが、というには、自己の体験と観いる。

国の「公宗教」は「寛容」以外のものを要求する権利をもたない 宗教」(religion publique) たるにふさわしくない。そして一 らない。理性の光に照して偽りであるような宗教は一国の「公 の宗教が必ずしも政治によって採択されるにふさわしいとは限 味での支配的宗教を選択するのがよく、支配する立場にある者 ならない。国家が宗教を選択して国民に勧める場合にはこの意 すなわち支配的宗教とはその信奉者が最大多数である宗教に他 広く行なわれていることと同様にきわめて重要なことである く行きわたっていることは国民を教化する公教育が国民の間に ばならない(同三八八―三八九頁)。三、宗教が国民の間に広 師を確保して配置したり牧師の生計を保証する程度にとどめね だがその場合にも、国家がその宗教に与える援助は必要数の牧 な一つの宗教を選択して国民に示してやることが必要である。 に一致し「良心の権利」と「公正なる政治」を実現し得るよう 心に陥ったりしている場合には、政府は「人間性」と「正義」 不安に陥ったり人々が無宗教あるいは道徳の原理に対する無関 かなる場合にも宗教を保護してはならないのではなく、世情が たりする権制をもたない(同三八八頁)。二、しかし政府はい とづくものであるから、国家は特定の宗教を保護したり強制し 済を目的とするものである。すなわち個々人の良心の権利にも る。一、宗教は本来個人の確信にもとづくものであり個人の救 立場を簡潔に示しているが、彼はさらに次の諸点を強調してい 巻三八七頁)と答えている。この答え自体がすでに彼の見解と (同三八九頁)。四、宗教は事実においてのみ支配的となる。

(同三八九─三九○頁)。五、教会の無謬性は必ずしも真実とはに(同三八九─三九○頁)。五、教会の無謬性は必ずしも真実とはなってな「無宗教」(irreligion)の進出に対する防波堤とはなってでも「無宗教」(irreligion)の進出に対する防波堤とはなってでも「無宗教」(irreligion)の進出に対する防波堤とはなって、カトいえないからこそ国家が教会の裁定者となるのであって、カトいえないからこそ国家が教会の裁定者となるのであって、カトいえないからこそ国家が教会の無謬性は必ずしも真実とはおらず、自然宗教も同様である(同)。

これに対して一七五四年の第二書簡ではテュルゴーは、「君主は不正を命じ無実の人間をも罰し得る」とする相手の主張に対する「君主の無利の根源に遡って考えれば明らかなことである(テュルゴーは君主の「権利」は「公正」であることにもとづいていると考えている(同四一四一四一四一五頁))とこれを否定して、宗教に対する「君主の無能力」(incompétence du prince)を言には人民がこれに抵抗することが正当化される、と一七世紀的国王神権説とは全く逆に人民主権と人民の抵抗権を明らかにし(同四一六一四一七頁)、社会の秩序の安定と民衆の幸福のためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されためには「よき国家機構」と「市民的寛容」の原則が確立されている(同四一七頁)。

の個人性と良心の権利の自由とを根拠として宗教の自由と寛容国家(国王)の関係如何という問題から出発して、一方で信仰このようにテュルゴーはこれら二つの書簡で、宗教に対する

civile)の考えとの類似性を認めることができる。けれどもそ 関する第一書簡』(一六八九年)や二つの『市民政府論』(一六 義的・普遍主義的主張のなかには、ジョン・ロックが『寛容に 史的にみるとき、われわれはテュルゴーの理想主義的・民主主 ゴーの思考方法はロックのそれに比して一層歴史的かつ実際的 を示しもって現実のフランス社会における平和と秩序の確立の うした両権の理論的規定はむしろ当然の前提としてさらにそれ 分離・独立・不干渉の必要性と重要性を強調したが、しかしロ て自然権としての良心の権利と信仰の自由を説き、聖俗両権の なわちテュルゴーは、ロックと同様理性と公共の福祉とに訴え こには問題意識と問題接近の方法に関して相違がみられる。す 国家主義的・歴史主義的主張のなかには、ボダンら一六世紀の 主張の明白な影響を認めることができるし、その現実主義的・ 九〇年)で展開した考え、とくに「無関心説」にもとづく寛容の る真剣な努力をうかがうことができるのである。ところで思想 主義の、普遍主義と歴史主義の二つの観点を調和させようとす ための和解者・調停者たらんとしたのである。すなわちテュル に加えて歴史的考察によってそれらの存在の根拠とあるべき姿 容政策の理論的根拠を示そうとしたのに対し、テュルゴーはそ ism)の立場から市民革命下の一連のホイッグ的立憲政治と寛 ついて厳密な理論的規定を行 ない広教主義(latitudinarian ックが社会契約説にもとづいて国家や教会の本質および機能に 『社会契約論』(一七六二年)における「市民宗教」(religion 「政論家」(les Politiques)と呼ばれた人々の考えやルソーの

法を重視し帝王教権説を唱える君主制論者ではなかったし、ル 出すべき道徳的紐帯に他ならず、また市民的寛容は国民の間に な場合を除いてあくまで国民が自らの手で国民連帯のために創 義的・理想主義的色彩の方が強かったのであって、宗教も特殊 の信頼の方が強く、現実主義的・功利主義的色彩よりも啓蒙主 をもってはいたが、しかし国家理性への傾斜よりも人間理性へ ソー程宗教を国家統治の手段と考えるマキァヴェリアンでもな っていたが、「政論家」たちの如きフランス王国の伝統的基本 えられていたのである。 かった。テュルゴーはなるほどモナルシストで現実主義的傾向 かような宗教道徳を確立するための不可欠の前提である、と考 |利益(教会および教義の統一性)に優先するという考えをも またテュルゴーは、国家の利益(統一と秩序)は宗教

理的な教義」(des dogmes plus raisonnables) (一巻三八九 頁)とは具体的にはどのようなものであるのか、誰がそう判断 の場合に「公宗教」となるべきものと考えている「より一層合 の点で緻密さを欠いている。たとえばテュルゴーは、彼が非常 できるか、といった問題には何も答えていないし、また無神論 犯す恐れはないか、異質な宗派や勢力が果たして平穏裡に協調 宗教」として採用し国民に勧めるとき「市民的寛容」の原則を 如何にしてそれを実施するのか、国がそのような教義を「公 しかしながら理論的にはやはりテュルゴーの所論はいくつか

> り若干の矛盾や偏見がみられるが、しかしこうした抽象性ある (force) とみて極度に危険視するという欠陥 トリック側の不寛容以上に国家秩序に反する暴力的な「力」 や唯物論をそれらの発生の歴史的必然性に対する顧慮もなくカ 権と俗権のそれぞれにしかるべき所を与えることが必要であっ 信仰の自由・寛容・公正な政治という普遍的原則を確立し、教 体的方策を示すよりもまず何よりも理性と公共の福祉に訴えて そ緊急焦眉の問題と思われたテュルゴーにとっては、個々の具 際家の立場にあって現実のフランス社会の平和と秩序の確立こ と考えられる。なぜなら、パルルマンの請願受理委員という実 いは普遍性はむしろ彼が意識して狙ったところのものである、 と同様である)をもっていた(同四一四頁)。 われわれはここに彼において実際家的精神と普遍主義的精神が おいてこそ市民的寛容の主張も可能であったのだと思われる。 た立場に立とうとするためであり、実際またそのような立場に て自己の立場としているのも、特定のドグマや利害から超越し と理性の統一の立場を「自然宗教」において見出しそれをもっ た、と考えられるからである。彼がこの市民的寛容論において このようにテュルゴーの所論には全般的に具体性に欠けてお その理性宗教論および道徳的宗教論におけると同様、信仰 補い合っているのをみることができるであろ (この点もロック

(千葉商科大学講師

密接に結びつき、